

○新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

平成10年3月25日

条例第11号

改正 平成11年3月24日条例第7号

平成11年6月18日条例第32号

平成12年3月24日条例第7号

平成13年3月23日条例第9号

平成14年3月26日条例第7号

平成14年12月20日条例第47号

平成19年3月23日条例第5号

平成20年3月19日条例第5号

平成21年3月24日条例第4号

平成22年3月24日条例第5号

平成22年6月18日条例第28号

平成23年3月23日条例第8号

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和39年新宿区条例第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園(区立子ども園を含む。)の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。

(平12条例7・平19条例5・一部改正)

(1週間の正規の勤務時間)

第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間にについて当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、区規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、勤務日等(第9条の5第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。)を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平13条例9・平23条例8・一部改正)

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとの休暇とし、その日数は、一の年において、20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で区規則で定める日数)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他区規則で定める者のその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として区規則で定める。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(平13条例9・平20条例5・一部改正)

(病気休暇)

第14条 任命権者は、職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

- 2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、

出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(平11条例32・平14条例47・平22条例5・平22条例28・一部改正)

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(平14条例7・平22条例28・一部改正)

(管理監督職員等に対する特例)

第17条 任命権者は、次の各号に掲げる職員の勤務時間、休憩時間等については、第2条から第12条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

- (1) 労働基準法別表第1第6号又は第7号に掲げる事業に従事する職員
- (2) 管理又は監督の地位にある職員及び機密の事務を取り扱う職員
- (3) 監視又は断続的業務に従事する職員で行政官庁の許可を受けたもの

(平11条例7・一部改正)

(臨時職員に対する特例)

第18条 臨時の任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(平20条例5・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

○新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

平成10年3月30日

規則第24号

改正 平成11年3月29日規則第50号

平成11年6月18日規則第86号

平成12年4月28日規則第108号

平成13年3月30日規則第56号

平成14年2月28日規則第4号

平成14年3月29日規則第48号

平成14年12月20日規則第94号

平成16年3月31日規則第47号

平成16年10月29日規則第117号

平成17年12月28日規則第161号

平成20年3月19日規則第22号

平成20年4月23日規則第79号

平成20年11月28日規則第137号

平成21年3月31日規則第39号

平成22年3月31日規則第30号

平成22年6月18日規則第60号

平成23年3月30日規則第28号

平成23年5月27日規則第52号

平成23年12月28日規則第86号

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(昭和39年新宿区規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年新宿区条例第11号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平20規則137・一部改正)

(正規の勤務時間)

第2条 条例第2条に規定する1週間とは、日曜日から土曜日までの7日間をいう。

の他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行(以下「公民権行使等」という。)をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。

- 2 任命権者は、職員が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。
- 3 任命権者は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。

(妊娠出産休暇)

第16条 妊娠出産休暇は、女子職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあっては、24週間)以内の引き続く休養として与える休暇とする。

- 2 任命権者は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)、出産後の少なくとも8週間与えるものとする。ただし、出産後6週間を経過した女子職員が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。
- 3 出産後の休養は、出産の翌日から起算して10週間を超えない範囲内で引き続く期間与えるものとする。ただし、特別の理由があり任命権者が必要と認める場合は、第1項に規定する期間内において、必要な期間延長することができる。
- 4 妊娠出産休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

(妊娠初期休暇)

第17条 妊娠初期休暇は、妊娠初期の女子職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。

- 2 妊娠初期休暇は、1回の妊娠について、日を単位として7日以内で承認する。
- 3 妊娠初期休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

(平22規則30・一部改正)

(母子保健健診休暇)

第18条 母子保健健診休暇は、妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく医師、助産師又は保健師(以下「医師等」という。)の健康診査又は保健指導を受けるための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。

- 2 母子保健健診休暇は、母子保健法の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けてから妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは

○新宿区職員の給与に関する条例

昭和27年2月12日

条例第1号

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇(区規則で定める日数を限度とする。)及び特別休暇(生理休暇にあつては、区規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。